

「化学肥料低減定着対策事業」

のご案内

肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料の使用量低減を定着させる取組を支援します。

支援内容

肥料を効率利用する機械を導入した場合に、当該費用の一部を支援します。

＜補助対象機械＞

- ①局所施肥機（うね立て同時施肥機を含む）
- ②可変施肥機（自動で施肥量を調整できるもの）

※本体価格が50万円以上の機械とします。

（局所施肥機で50万円に満たない場合は、マルチャーとの同時購入可）

※両方の申請はできません。

＜補助率＞

補助対象機械の購入に係る経費の1/2以内（上限100万円）

＜予算額＞

500万円

※予算額を超える申請があった場合には、予算額の範囲内で拡大計画等を踏まえて採択します。

補助要件

- ①対象機械による過去の施肥面積よりも当該対象機械により施肥面積を拡大する計画を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとします。（対象機械による施肥面積拡大）
- ②購入する機械は既存の機械と同性能の機械へのいわゆる単純更新は対象になりません。なんらかの性能アップが必要です。
- ③令和6年1月末日までに発注し、同年3月末日までに納品が確実なものに限ります。
- ④機械の導入成果の展示及び周知を誓約すること。

申請の手続き方法

本事業の活用を希望される方は、裏面の『事業申込書』に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付し、**令和5年11月30日（木）**までに農林振興課までご提出ください。